

【病児保育重要事項確認書】

病児・病後児保育室（ほっとすてい）は、保護者の方に代わり保育士・看護師が病気のお子さんをお預かりする施設です。通常の外来での治療が可能な病気にかかられたお子さんが対象で、かかりつけ医からの指示に従い、安静・投薬の療養をします。（夜間・休日診療所の医師は、かかりつけ医ではない場合がありますのでご注意ください。）

ご利用にあたり下記の重要事項をご確認ください。

- ①予約受付後、当日の症状により保育ができないと判断した場合はお預かりできません。
- ②ご利用当日は必ず連絡が取れるようにお願いします。
- ③体温が38.5℃以上になった場合、お子さんの状態により保護者の方へ連絡します。
- ④保育中に症状が悪化し保育継続が困難となった場合は、予定時間前でもお迎えをお願いします。
- ⑤保育室では点滴等の医療行為は行いません。
- ⑥保育中に必要があれば町立奥出雲病院または他の医療機関を受診していただきます。緊急時は事後承諾で治療を開始する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑦利用者間の感染には細心の注意をいたしますが、全く病気がうつらないというわけではありません。
- ⑧緊急連絡が取れなかったことにより、不利益が生じても病児保育施設では責任を負いません。
- ⑨延長保育はありませんので、必ず閉所10分前の17時50分までにお迎えにお越しください。
- ⑩登録申請書の内容について変更があった場合は、その都度お知らせ下さい。

病児保育施設の利用に際しては、上記の事項について同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

児 童 氏 名